

○幸田町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

平成26年

第45号

改正 平成28年第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について（平成17年2月21日雇児発第0221002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、町内に住所を有する小児慢性特定疾患児（小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について別添小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第1に規定する小児慢性特定疾患児に限る。以下同じ。）に対し、車椅子等の日常生活の便宜を図るための用具（以下「用具」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付する用具は別表第1種目の欄に掲げる用具とし、用具の購入の基準額は同表基準額の欄に掲げる額とする。

2 用具の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小児慢性特定疾患児のうち、別表第1対象者の欄に掲げる者とする。

3 前項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和22年法律第164号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象となる者には、用具を給付しない。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する対象者の保護者（次項及び次条において「申請者」という。）は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。この場合において、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について（平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱第4の5に規定する受給券の写しを添付しなければならない。

2 申請者は、既に給付を受けている用具（以下この項において「既給付用具」という。）と同一の用具の再給付に係る申請をすることはできない。ただし、既給付用具の給付を受けた日から別表第1に定める耐用年数を経過している場合又は破損等により用具の使用ができないと認められる場合は、この限りでない。

(給付の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査及び調査を行い、用具の給付の適否を決定するものとする。

2 町長は、用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書

(様式第2号)により申請者に通知するとともに、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券(様式第3号。以下「給付券」という。)を交付するものとする。

3 町長は、用具を給付しないことを決定したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第5条 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

2 町長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるように、当該業者の経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

(費用負担等)

第6条 対象者の扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)は、用具の給付を受けたときは、その収入に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定による扶養義務者が負担する額は、別表第2に定める額とする。

3 扶養義務者は、用具を納入する業者に対し、給付券を添えて前項の規定により算定した額を支払うものとする。

4 町長は、用具を納入した業者からの請求により、用具の納付に要した額から前項に定める額を減じた額を支払うものとする。

5 前項の規定による請求は、給付券を添付して行うものとする。

(給付台帳の整備)

第7条 町長は、用具の給付状況を明確にするため、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳(様式第5号)を整備するものとする。

(遵守事項)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 町長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年第11号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,450円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000円	8年

特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸収されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	70,400円	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160円	3年
電気式たん吸引機	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	20,000円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	37,800円	
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸器状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年

別表第2（第6条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額（円）	徴収基準加算月額（円）
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促	0	0

	進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1, 100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	C1階層 2, 250	230
		所得割の額のある世帯	C2階層 2, 900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2, 400円以下	D1階層 3, 450	350
		2, 401～4, 800円	D2階層 3, 800	380
		4, 801～8, 400円	D3階層 4, 250	430
		8, 401～12, 000円	D4階層 4, 700	470
		12, 001～16, 200円	D5階層 5, 500	550
		16, 201～21, 000円	D6階層 6, 250	630
		21, 001～46, 200円	D7階層 8, 100	810
		46, 201～60, 000円	D8階層 9, 350	940
		60, 001～78, 000円	D9階層 11, 550	1, 160
		78, 001～100, 500円	D10階層 13, 750	1, 380
		100, 501～190, 000円	D11階層 17, 800	1, 790

		0円		50	
	190,001～299,500	D12階層	22,000	2,200	
	0円		00		
	299,501～831,900	D13階層	26,100	2,620	
	0円		50		
	831,901～1,467,000	D14階層	40,300	4,040	
	000円		50		
	1,467,001～1,632,000	D15階層	42,500	4,250	
	2,000円		00		
	1,632,001～2,302,900	D16階層	51,400	5,150	
	2,900円		50		
	2,302,901～3,117,000	D17階層	61,200	6,130	
	7,000円		50		
	3,117,001～4,173,000	D18階層	71,900	7,190	
	3,000円		00		
	4,173,001円以上	D19階層	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円	

備考

1 徴収月額の決定の特例

(1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第2の徴収基準額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民

税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

（3） 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

様式第1号（第3条関係）

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書

年 月 日

（宛先）幸田町長

申請者 住所

氏名

Ⓜ

（電話

）

次のとおり小児慢性特定疾患児日常生活用具費給付を申請します。

対象者	氏名		続柄	
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	疾患名			
給付を受けたい用具の名称				
給付を希望する理由				
現在の住まいの状況	1 自宅 2 借家	(便器) 1 和式 2 洋式	3 携帯用	
介護の状況	(入浴) 1 全介助 2 清拭のみ 3 自立	(排便) 1 全介助 2 携帯用便器等を使用 3 自立	(移動) 1 車椅子 2 一部、全介助 3 自立	
同意書（委任状） 徴収基準月額を決定するために、私及び同居家族の課税状況を幸田町長が税務関係当局に調査照会することに同意します。 また、小児慢性特定疾患児日常生活用具を購入するに要する費用のうち、町長が負担すべき額を直接業者に支払うことを町長に委任します。 氏名 Ⓜ				
	続柄	町民税	町民税所得割額	収入
		課税・非課税	円	円
		課税・非課税	円	円
		課税・非課税	円	円
		課税・非課税	円	円
		課税・非課税	円	円
所得区分 徴収基準月額		円	同一月内の用具の 給付の有無	有・無 (負担額 円)
利用者負担額		円	公費負担額	円
備考				

様式第2号（第4条関係）

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

幸田町長

㊟

年 月 日付で申請のありました小児慢性特定疾患児日常生活用具給付については、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

給付番号	
給付する用具	
納入業者名	
納入業者の住所	
価格	
利用者負担額（1割）	
公費負担額	
注意事項	<ol style="list-style-type: none">1 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付を受ける者は、支払うこととされた額について、必ず用具を受け取る前に支払ってください。2 給付された用具を、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは禁じられています。3 2に反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。

様式第3号（第4条、第6条関係）

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券

給付番号	第 号	給付年月日	年 月 日
対象者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
住所			
扶養義務者氏名		対象者との続柄	
給付する用具の種目	価格	利用者負担額	公費負担額
	円	円	円
委託する業者名		委託する業者の住所	
この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	給付券の発行日から1箇月以内	
	業者の公費支払請求期限	給付券の提示から1箇月以内	
上記のとおり決定する。 年 月 日 幸田町長 ㊟			
① 用具を納付した日	年 月 日	② 利用者から受領した額	円
③ 上記のとおり報告します。 年 月 日 業者名 ㊟			
④ 上記のとおり受領しました。 年 月 日 対象者（扶養義務者）氏名 ㊟			
その他特記事項			

備考 ①から③までは納入した業者が、④は対象者又は扶養義務者が記入すること。

様式第4号（第4条関係）

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日

様

幸田町長



年 月 日付で申請のありました用具の給付については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

理由

この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に幸田町長に対し審査請求をすることができます。

また、審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、幸田町を被告として（訴訟において幸田町を代表する者は幸田町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条、第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)